

## 本会の概要

### (1) 設立趣旨

化石燃料の枯渇化をほぼ半世紀の後に控え、この予想にもとづく経済効果はすでに種々の形で現れているといわれます。また、化石燃料の燃焼による汚染で地球は人間の住める天体としての条件を失いつつあることは周知のとおりであります。

かくて、石油経済の黄金時代は倫安の夢と過ぎ去り、クリーンエネルギーをシステムとして系統的かつ総合的にもくるむことは、わが国のように人口密度が大きく、高度の工業国にとっては、まさに、その存否をかける大問題となっていました。

このような情勢のもとで、われわれは、例えば1次エネルギーを太陽と核などに求め、2次エネルギーを電力と水素で支える、そのような理想的なクリーンエネルギー・システムをわが国の社会、風土に適した形で確立できるように調査し、研究することが急務であると考えます。

また、水素エネルギー・システムに適合した工学や工業の学理と技術についての研究をはかるとともに、これらの重要性について一般の認識を深めつつ、各界に、問題解決についての協力を強く訴えたいと思います。

エネルギー問題やその関連分野に关心をもたれる総の方々が、この趣旨に賛同され、ご協力下さるんことを心から希望してやみません。

昭和48年7月17日

発起人一同

### (2) 本会の活動

#### ・研究会

水素製造・利用技術およびエネルギー・システム研究に関する当面の重要課題について研究討論会(定例研究会)を年約4回開催する。

団体会員のみを対象とする特別研究会も随時開催する。

#### ・研究発表会

我国に於いて進行中の水素エネルギー技術分野における研究成果について発表会を原則として年に1回

開催し、一般にも公開する。

#### ・講演会・シンポジウムなど

水素エネルギー・システム技術や問題点をひろく一般に普及啓蒙するための講演会、映画会などを随時開催する。また講演会、シンポジウム、海外研究者などを囲んでの懇談会なども随時開催する。

#### ・会誌その他資料の刊行

年間における研究会の成果などをとりまとめて編集した会誌を年4回、その他の資料を刊行する。

#### ・国際活動

国際水素エネルギー協会(IAHE)と密接な関係を保ち、水素エネルギー技術における研究およびその成果の普及に関する国際交流活動に積極的に寄与する。

### (3) 入会案内

1. 本誌添付の入会申込書にて申込書下欄事務局にお申込み下さい。

2. 理事会の承認を経たうえで、入会承認の通知を差し上げます。(理事会の開催日程により、半月ないし1カ月以上を要する場合があります。)

3. 入会通知とともに、会費納人に関する請求書を送付致します。領収書は、銀行振込または郵便振込時に金融機関が発行する領収書に代えさせていただきます。本協会の領収書が必要な場合は事務局までご連絡下さい。

#### 4. 会費

1) 個人会員 8,000円/年額

2) 学生会員 3,000円/年額

3) 団体会員 1口 80,000円/年額

#### 5. 団体会員の特典

1) 定例研究会には、何人でも出席できます。

(個人会員の場合は、本人以外の出席は認められません。)

2) 団体会員を対象とした研究会も開催されます。

3) 定例研究会等の内容記録・資料サービスを行います。

4) 海外文献情報等の提供サービスも考慮します。

## 一般社団法人水素エネルギー協会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は一般社団法人水素エネルギー協会（英文名 Hydrogen Energy Systems Society of Japan）と称す。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を本会が一般社団法人として法人登記された住所に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は水素エネルギーシステム並びに関連分野の学理と技術に関する研究・開発の推進を図るとともに、水素エネルギー社会の実現に貢献する幅広い活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水素エネルギー関連技術に関する調査及び研究
- (2) 研究会、研究発表会、講演会、見学会等の開催
- (3) 協会誌及び刊行物の発行
- (4) 海外の学会や団体との国際交流
- (5) 水素エネルギー技術の研究開発、導入・普及に関する活動
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する非収益事業

### 第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する次のような個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となつたものをもって構成する。会員とは本会法人定款上の社員である。会員の種別は次の三種類とし会員と称する。

- (1) 団体会員：本会の目的に賛同しその事業を援助する法人または団体
- (2) 個人会員：本会の目的に賛同して入会する個人
- (3) 学生会員：本会の目的に賛同して入会する学生

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けなければならぬ。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員なつた時及び、毎年度の初めに会員総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。既納の会費は、いかなる理由によってもこれを返還しない。

(会員の権利)

第8条 会員は次のような権利を有す。

- (1) 会員は本会の催す各種の学術的会合に出席することが出来る。
- (2) 会員は本会の発行する会誌の配布を受けることが出来る。
- (3) 会員は本会の発行する会誌に投稿することができ、審査を経て掲載されることが出来る。

- (4) 会員は本会の研究発表会に講演申し込みすることができ、審査を経て発表することができる。
- (5) 会員は本会の定款の定めるところにより理事の選挙権及び被選挙権を有する。

(任意退会)

第 9 条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会できる。退会届は理由を付して会長宛てに提出しなければならない。この場合、退会を申し出た日の属する事業年度までの会費を納入するものとする。但し、理事会が認める場合はこの限りではない。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款、会則およびその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき

## 第 4 章 会議

(構成)

第 12 条 本会の会議は、会員総会、理事会、評議員会の 3 種類および理事会が必要と認めた会議とする。会員総会はすべての会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 会員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款および会則の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定義で定められた事項

(開催)

第 14 条 会員総会は定期会員総会として毎年度 4 月又は 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。臨時の会員総会は理事会・評議員会又は監事が必要と認めた時開催する。

(招集)

第 15 条 会員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

総会の招集は、会員に対し少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項・日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

第 16 条 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。その場合請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(議長)

**第 17 条** 会員総会の議長は当該会員総会において会員の中から選出する会長がこれに当たる。

(議決権)

**第 18 条** 会員総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

**第 19 条** 会員総会の決議は、法令又は定款及びこの会則の別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

ただし、総会に出席できない会員で当該議事について書面をもって表決した者、及び他の会員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。可否同数のときは議長がこれを決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款、会則の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(付議事項)

**第 20 条** 次の事項は総会に付議してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本定款に定められた付議事項
- (6) その他理事会が必要と認めた事項

(議事録)

**第 21 条** 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は議事録に記名押印する。
3. 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知しなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員の設置)

**第 22 条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理事 10 名以上 24 名以内（会長及び副会長を含む）
- (4) 監事 1 名以上 2 名以内

2. 会長は本会法人定款上の代表理事であり、副会長のうち 1 名は本会法人定款上の業務執行理事であって、会員によって承認された理事の中から選任される。

3. 本会の理事、及び監事は本会法人定款上の理事、及び監事でもある。

(役員の選任)

**第 23 条** 会長、副会長は理事のうちから会員の選挙及び総会において承認する。

2. 理事および監事は会員のうちから会員の選挙及び総会において承認する。

3. 会長と副会長および監事は互いに兼任することができない。

4. 副会長、理事及び監事がその任期中に役員を退任し、または解任されたときは、会長の指名により会員の中より補欠として選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 会長、副会長及び理事は理事会を構成し、法令、本会法人定款、及び本会則で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は法令、本協会定款、及び本会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 会長、副会長及び理事、監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事は会員総会の議決により解任することができる。但し監事は第 19 条第 2 項の決議による。理事又は監事は会員の資格を失ったときは退任するものとする。

2. 会員である法人又は団体の職員から選任された会長、副会長及び理事又は監事は、その法人又は団体が会員の資格を失ったとき、又はその法人又は団体の長からの指定が取り消されたときは退任するものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第 28 条 本会の会長、副会長、理事、監事及び評議員は無報酬とする。また、役員を含む会員に対する余剰金の分配は行わない。ただし本会の用務のために要した費用は支弁する。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成し、必要あるごとに会長が招集しその議長となる。

(権限)

第 30 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解散

(招集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者

とみなす。可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 前項の規定に関わらず、一般社団法人に関する法律第 96 条の要件を満たした時は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事の代表者は議事録に記名押印する。

## 第 7 章 評議員会、委員会および顧問

(評議員)

第 34 条 本会に評議員を 15 名以上 30 名以内置く。

2. 評議員は会員の中からこれを選任し、総会において承認する。
3. 評議員は理事又は監事を兼ねることが出来ない。
4. 評議員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
5. 評議員の解任については第 17 条を準用する。

(評議員会)

第 35 条 評議員会は評議員を持って構成し、会長が召集する。

2. 評議員会の議長は、出席評議員のうちから互選で定める。
3. 評議員会は会長の諮問に答え又会長に意見を述べることが出来る。
4. 評議員会は、現在数の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き決議することが出来ない。ただし、当該議事について書面を持ってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
5. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第 36 条 会議の議事録は議長がこれを作成し、議長および出席代表者 1 名以上が記名捺印する。

(委員会、部会)

第 37 条 総務、企画、広報および刊行物発行など必要に応じて、理事会の承認を得て、委員会または部会を設けることができる。

(顧問)

第 38 条 本会に次の顧問を置くことができる。

- (1) 顧問：理事会で必要と認めた者。
- (2) 名誉顧問：本会の前身である水素エネルギー協会の会長、役員を永く務め、その発展に顕著な功績のあった者、または、本会の発展に際だった寄与をした者で、理事会で推薦され認めた者。
2. 顧問および名誉顧問は、本会の目的達成に必要な事項について会長の諮問に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

## 第 8 章 資産および会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 40 条 本会の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表および損益計算書の付属明細書
2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会則、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
  - (余剰金)

第 42 条 本会は、余剰金の分配を行うことができない。

(残余予算)

第 43 条 本会が精算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号の掲げる法人もしくは地方公共団体に贈与するものとする。  
(資産の構成)

第 44 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
  - (2) 事業に伴う収入
  - (3) 資産から生ずる果実
  - (4) 寄付金品
  - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第 45 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 46 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

## 第 9 章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第 47 条 この会則は、会員総会の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 本会は会員総会の 4 分の 3 以上決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 10 章 公告

(公告)

第 49 条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する。

## 第 11 章 事務局の設置

(事務局)

第 50 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長は理事会の同意を得て会長が委嘱し職員は会長が任免する。
4. その他事務局長及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

## 附 則

(施行細則)

第 51 条 この会則の施行について必要な細則は、会長が理事会の承認を得て、別に定めることが出来る。

(法令・定款の準拠)

第 52 条 本会則に定めのない事項は、すべて本会法人定款、及び法令に従う。

### (会則改正)

制 定 昭和 48 年 9 月 4 日

第 1 次改正 昭和 57 年 2 月 17 日

第 2 次改正 昭和 59 年 4 月 1 日

第 3 次改正 平成 8 年 1 月 29 日

第 4 次改正 平成 11 年 5 月 13 日

第 5 次改正 平成 14 年 4 月 17 日

第 6 次改正 平成 20 年 5 月 8 日

第 7 次改正 平成 23 年 5 月 18 日 (一般社団法人の設立に伴う全面改正)

\*\*\*\*\*

一般社団法人水素エネルギー協会

事務局 久保田 純、米富 美登代

〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院 工学系研究科 化学システム工学専攻

堂免・久保田研究室内（工学部五号館 622 号室）

Tel & Fax: 03-5841-1866

E-mail: [secretary@hess.jp](mailto:secretary@hess.jp)

<http://www.hess.jp/>